

2024年7月16日

福祉健康部 障害福祉課御中

調布市登録手話通訳者の会

高木真知子

手話言語に関する条例(案)V6に関する意見:

(1) 前文

「物の名前や抽象的な概念などを手指、体及び顔の部位などの動きを使って視覚的に表現する手話…」を削除することを提案します。

理由:手話は言語であるので、物の名前や抽象的な概念の表現ができるのは当然であり、さらに手話には話者の感情や意図を表すプロソディもあり、叙述、説明、説得、質問などあらゆるコミュニケーションが可能で、相手とのやり取りの中で、方略的に言い方を選びながらコミュニケーションできます。削除を提案している部分は、あたかも手指で物の名前や抽象的な概念しか表せないのではないかという誤解を生みます。従って、「手話は独自の語彙、文法、および文化を持つ一つの言語です。」とすべきであり、このように記することで、言語として上記のようなことがすべて可能であることが分かると思います。

(2) 前文

「手話を使用する人々は、知的かつ心豊かに日常生活を営み、社会参加を実現してきました。」という部分を、「手話を使用する人々が、知的かつ心豊かに日常生活を営み、社会参加を実現するための独自の文化的所産です。」にすべきだとも思います。

理由:V6の文言(「手話を使用する人々は…実現してきました」)ですと、既に実現できているように理解されると、手話を使用する人だけの努力で実現するように取れます。実際には2022年に北海道のろうの小学生が、自分たちが理解できる日本手話で教育が受けられなかったと訴訟を起こしています。手話を使用する人たちが心豊かに生活できるためには当事者だけでなく、社会の理解と取り組みが必要です。これを正しく反映するには、上記の通り、元の文案に戻すべきだと思います。

(3) 定義

「手話を使用する者」を定義する必要があるでしょうか。ろうベースの盲ろう者などもありますし、親がろうの聴こえる子どももいます。定義するのであればさらに、条例の他の条文でもすべてこの定義で良いか検証が必要です(以下「基本理念」の意見もご覧ください)。

「手話通訳者」の定義はその名称から明白だとおもいますが、もし定義するなら、手話とその他の言語の間の通訳だけでなく、手話と別の手話との間の通訳もします(例: 日本手話とアメリカ手話、日本手話と国際手話)。また、手話通訳者の責務は本当に言語と文化の橋渡しに留まるのか? 権利擁護的役割が非常に重要視されてきた仕事です。その議論に踏み込まないなら定義しない方が良いような気がします。

(4) 基本理念

基本理念の(2)が掲げる「手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い、手話を継承していくことは、手話を使用する者の基本的な権利として最大限尊重される必要がある。」に加筆された「手話を使用する者の」の削除を提案します。

理由: 基本的権利を特定の人々に限定するのはおかしいと思います。基本的権利はすべての人に適用されるべきです。聴覚障害者の中には、手話を使用せずに育った人もいて、これらの人は「手話を使用する者」ではなくても、大人になってから学ぶ権利があるはずです。

また、「定義」のところで「手話を使用する者」を「ろう者、難聴者、中途失聴者」と、障害のある方に限定してしまうと、例えば CODA(両親がろう者の聴こえる子供)が手話を継承しないのかということになります。

以上